

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年11月2日

【会社名】 株式会社中村超硬

【英訳名】 NAKAMURA CHOUKOU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 誠

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 田植 啓之

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 田植 啓之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該事象の発生年月日

2023年11月2日

2．当該事象の内容

当社が江蘇三超社との間で2019年8月30日に締結した、当社所有のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡及びダイヤモンドワイヤ製造に関する技術供与に係る契約（以下「本件契約」という。）に関し、江蘇三超社より、2021年11月17日に当社の契約義務の履行がなされなかったとして、本件契約を解除するとともに損害賠償請求する仲裁申し立てがSIACになされました。

当社としては、本件契約の義務の履行は完了しており、江蘇三超社の主張する契約解除事由には該当しないと考えており、仲裁手続きを通じて当社の正当性を主張するとともに、江蘇三超社に対し本件契約代金の未払い額の請求を行っております。

本仲裁をすすめるにあたり、当社が仲裁において支払った費用を訴訟関連費用として特別損失に計上いたしました。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2024年3月期第2四半期連結会計期間において、訴訟関連費用として35百万円を特別損失に計上いたしました。